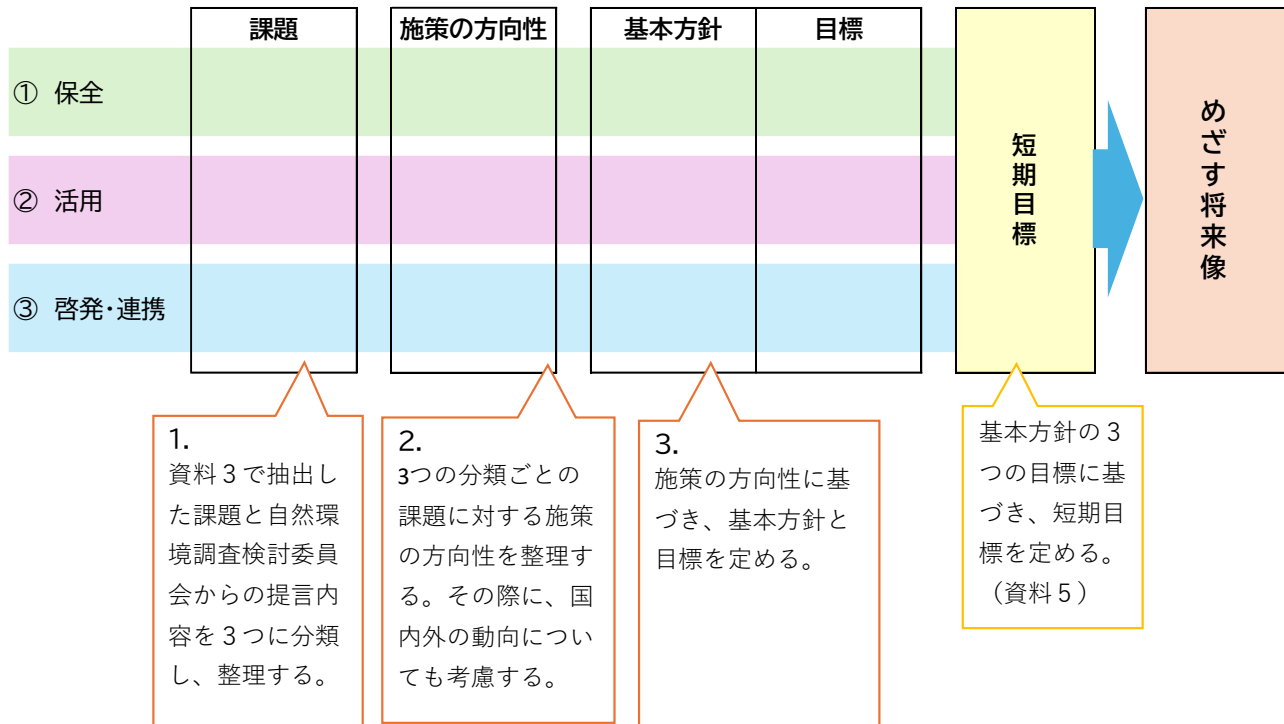


第2次生物多様性ふなばし戦略における施策の方向性及び基本方針(案)

抽出した課題を①保全、②活用、③啓発・連携の3つに分類、整理したうえ、下記の考え方に基
づき、施策の方向性及び基本方針の案を作成しました。



1. 課題の整理

資料3で抽出した課題と船橋市自然環境調査検討委員会の提言書の内容について、①保全、②活用、③啓発・連携の3つに分類しました。

	課題	①保全	②活用	③啓発・連携
自然環境調査結果	生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要	●		●
	水田や谷津田等の湿地環境の継続的な維持保全が必要	●		
	農地を維持する取組と並行して、耕作放棄地の生物多様性の保全を含む自然の多面的機能の発揮を見据えた継続的な取組が必要	●		
	効果的な外来種の防除を進めていくためにも、被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要	●		●
	効果的な外来種の防除を進めていくためにも、重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要	●		●
	温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要	●		●
アンケート調査結果	市民の生物多様性に対する意識向上につながる施策の実施が必要			●
	事業者に対する啓発を含む情報の発信に関する施策の実施が必要			●
	事業者との連携につながる施策の実施が必要			●
	生物多様性の保全や利用に関する活動を実施する市民団体に対する、団体の人材の確保・育成、資金の確保につながる施策の実施が必要			●
進行戦略の現状	大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけではなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要	●		●
	東京湾の水質は、流域の1都3県から流入する汚濁や沿岸・海底の地形のほか気象条件にも大きく左右されるものであることから、状況の注視及び広域的な連携が必要			●
	地球温暖化対策（防災・減災、ヒートアイランドの緩和）、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた都市公園の拡充等の取組が必要		●	●
	ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要	●		●
船橋市自然環境調査検討委員会提言書	ネイチャーポジティブの推進	●		
	本市が主体的に自然環境の回復に取り組む姿勢を明確に示すことが必要			
	30by30の推進	●		●
	重要エリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要	●		●
	グリーンインフラの活用		●	
	自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの導入が必要			
	生態系ネットワークの形成			
孤立した緑地や分断された水域では豊かな自然環境の維持のため、野生生物の生息地を戦略的につなぐことが必要	●			
他自治体との連携			●	
自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要				

2. 施策の方向性

分類した課題の内容を基に、①保全、②活用、③啓発・連携の施策の方向性を定めました。

	課題	施策の方向性
① 保全	<p>ネイチャーポジティブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が主体的に自然環境の回復に取り組む姿勢を明確に示すことが必要 <p>30by30の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要エリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要 <p>生態系ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立した緑地や分断された水域では豊かな自然環境の維持のため、野生生物の生息地を戦略的につなぐことが必要 ・生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要 <p>農地・樹林地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を維持する取組と並行して、耕作放棄地の生物多様性の保全を含む自然の多面的機能の発揮を見据えた継続的な取組が必要 ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけではなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要 <p>湿地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田や谷津田等の湿地環境の継続的な維持保全が必要 <p>外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要 ・重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要 <p>温暖化による影響のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要 <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーポジティブに向けて、樹林や水田・谷津田など、船橋市内において劣化傾向にある環境区分を中心に、市域において生物多様性の観点から重要な場所の保全を進めます。 ・生物の移動の中継地となる緑地の保全等により、戦略的に生態系ネットワークの構築を進めます。 ・健全な生態系の保全に向けて、外来種対策や生き物モニタリング調査を進めます。 ・市域の豊かな自然と生態系の保全を担う人材の育成を進めます。
② 活用	<p>生態系サービスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策（防災・減災、ヒートアイランドの緩和）、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた都市公園の拡充等の取組が必要 <p>グリーンインフラの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの導入が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域づくりと市民Well-being（高い生活の質）の向上に向けて、市民が日常的に触れ合うことができる自然環境の整備を進めるとともに、NbS（自然を基盤とする解決策（Nature-based Solutions））の考え方のもと自然が有する多様な機能の活用を進めます。

	課題	施策の方向性
③ 啓発・ 連携	<p>啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生物多様性に対する意識向上につながる施策の実施が必要 ・事業者に対する啓発を含む情報の発信に関する施策の実施が必要 ・生態系ネットワークへの理解の推進 (生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要) ・生態系サービスへの理解の推進 (地球温暖化対策(防災・減殺、ヒートアイランドの緩和)、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた都市公園の拡充等の取組が必要) ・外来種による影響に関する理解の推進 (効果的な外来種の防除を進めていくためにも、被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要) (効果的な外来種の防除を進めていくためにも、重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要) ・温暖化による影響に関する理解の推進 (温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要) <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要 <p>連携体制の構築(市民・事業者・市民団体・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけでなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要 ・事業者との連携につながる施策の実施が必要 ・生物多様性の保全や利用に関する活動を実施する市民団体に対する、団体の人材の確保・育成、資金の確保につながる施策の実施が必要 ・重要エリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要 <p>他自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要 ・東京湾の水質は、流域の1都3県から流入する汚濁や沿岸・海底の地形のほか気象条件にも大きく左右されるものであることから、状況の注視及び広域的な連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に向けて、市民や事業者に対して暮らしや事業活動と生物多様性の関連性などについての普及啓発を進めるとともに、人材育成、連携の促進や活動の支援を進めます。 ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要であることから、他自治体との連携を進めます。

3. 基本方針と目標

施策の方向性に基づき、基本方針と目標を定めました。

基本方針	目標	基本方針に含まれる施策の例
<p>①健全な生態系や生物多様性の保全</p>	<p>多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性の保全が図られています。また、地下水涵養の促進、水質の保全が進み、健全な水循環が確保され、樹林地、畑地、水田、河川、緑地をつなげることで生態系のネットワークの形成が図られ、ネイチャーポジティブが実現しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な生態系の保全 ・持続的な管理の仕組みづくり ・開発事業における自然環境への配慮 ・侵略的外来種対策の推進 等
<p>②自然を活用した地域づくり</p>	<p>グリーンインフラやNbSの考え方に立った気候変動対策やまちづくりが促進され、生物多様性の恵みが持続可能な方法で利用されることで、市民のWell-beingが向上しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地や水辺空間等の活用の促進 ・公園・緑地の整備 ・グリーンインフラの推進 ・生物多様性と文化のつながりの継承等
<p>③多様な主体の参画・連携の促進</p>	<p>“生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。さらに、市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう機会の創出 ・生物多様性についての学習機会の拡充 ・環境教育の推進 ・多様な主体の連携の促進 等

第2次生物多様性ふなばし戦略					生物多様性ふなばし戦略<改訂版>		
課題	施策の方向性	基本方針	目標 2037(令和18)年度	基本方針に含まれる 施策の例	基本方針	目標 2050(令和32)年度	
① 保 全	ネイチャーポジティブの推進 ・本市が主体的に自然環境の回復に取り組む姿勢を明確に示すことが必要 30by30の推進 ・重要エリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要 生態系ネットワークの形成 ・孤立した緑地や分断された水域では豊かな自然環境の維持のため、野生生物の生息地を戦略的につなぐことが必要 ・生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要 農地・樹林地の保全 ・農地を維持する取組と並行して、耕作放棄地の生物多様性の保全を含む自然の多面的機能の発揮を見据えた継続的な取組が必要 ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけでなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要 湿地の保全 ・水田や谷津田等の湿地環境の継続的な維持保全が必要 外来種対策 ・被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要 ・重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要 温暖化による影響のモニタリング ・温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要 人材育成 ・ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要	・ネイチャーポジティブに向けて、樹林や水田・谷津田など、船橋市内において劣化傾向にある環境区分を中心に、市域において生物多様性の観点から重要な場所の保全を進めます。 ・生物の移動の中継地となる緑地の保全等により、戦略的に生態系ネットワークの構築を進めます。 ・健全な生態系の保全に向けて、外来種対策や生き物モニタリング調査を進めます。 ・市域の豊かな自然と生態系の保全を担う人材の育成を進めます。	① 健 全 な 生 態 系 や 生 物 多 様 性 の 保 全	多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性の保全が図られています。また、地下水涵養の促進、水質の保全が進み、健全な水循環が確保され、樹林地、畑地、水田、河川、緑地をつなげることで生態系のネットワークの形成が図られ、ネイチャーポジティブが実現しています。	・重要な生態系の保全 ・持続的な管理の仕組みづくり ・開発事業における自然環境への配慮 ・侵略的外来種対策の推進等	①台地から浅海域までを結ぶ多様な自然環境の保全と利用	多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性を保全し、回復を図ります。また、生物多様性を保全することだけでなく、持続可能な方法で生物多様性の恵みが利用されています。
						②生き物を育む水環境の確保	地下水涵養の促進、水質の保全を進め、健全な水環境を確保するとともに、水辺空間の保全を進めることで、そこを利用する多様な生き物を育む環境が整っています。
② 活 用	生態系サービスの活用 ・地球温暖化対策(防災・減災、ヒートアイランドの緩和)、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた都市公園の拡充等の取組が必要 グリーンインフラの活用 ・自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの導入が必要	・持続可能な地域づくりと市民Well-being(高い生活の質)の向上に向けて、市民が日常的に触れ合うことができる自然環境の整備を進めるとともに、NbS(自然を基盤とする解決策(Nature-based Solutions))の考え方のもと自然が有する多様な機能の活用を進めます。	② 地 自 然 づ を く 活 り 用 し た	グリーンインフラやNbSの考え方に立った気候変動対策やまちづくりが促進され、生物多様性の恵みが持続可能な方法で利用されることで、市民のWell-beingが向上しています。	・緑地や水辺空間等の活用の促進 ・公園・緑地の整備 ・グリーンインフラの推進 ・生物多様性と文化のつながりの継承等	③生物多様性を生かした取組の推進	生物多様性の恵みが育んできた歴史と文化が継承されています。また、グリーンインフラの考え方に立った都市域での取組や生物多様性を活かした温暖化対策、観光などのまちづくりが推進され、暮らしの中に生物多様性の恵みが浸透しています。
						④普及啓発・環境教育の推進	”生物多様性の恵み”と”生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。
③ 啓 発 ・ 連 携	啓発の強化 ・市民の生物多様性に対する意識向上につながる施策の実施が必要 ・事業者に対する啓発を含む情報の発信に関する施策の実施が必要 ・生態系ネットワークへの理解の推進 (生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要) ・生態系サービスへの理解の推進 (地球温暖化対策(防災・減災、ヒートアイランドの緩和)、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた都市公園の拡充等の取組が必要) ・外来種による影響に関する理解の推進 (効果的な外来種の防除を進めていくためにも、被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要) (効果的な外来種の防除を進めていくためにも、重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要) ・温暖化による影響に関する理解の推進 (温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要) 人材育成 ・ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要 連携体制の構築(市民・事業者・市民団体・行政) ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけでなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要 ・事業者との連携につながる施策の実施が必要 ・生物多様性の保全や利用に関する活動を実施する市民団体に対する、団体の人材の確保・育成、資金の確保につながる施策の実施が必要 ・重要エリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要 他自治体との連携 ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要 ・東京湾の水質は、流域の1都3県から流入する汚濁や沿岸・海底の地形のほか気象条件にも大きく左右されるものであることから、状況の注視及び広域的な連携が必要	・多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に向けて、市民や事業者に対して暮らしや事業活動と生物多様性の関連性などについての普及啓発を進めるとともに、人材育成、連携の促進や活動の支援を進めます。 ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要であることから、他自治体との連携を進めます。	③ 多 様 な 主 体 の 参 画 ・ 連 携 の 促 進	“生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。さらに、市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。	・自然とふれあう機会の創出 ・生物多様性についての学習機会の拡充 ・環境教育の推進 ・多様な主体の連携の促進等	⑤多様な主体の取組の推進	市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。
						「戦略への参画・連携等の促進」に関する取組	